

## 無線機器型式検定規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）		別表第一号 機器の構造及び性能の条件（第2条関係）	
機 種	条 件	機 種	条 件
(略)	(略)	(略)	(略)
船舶自動識別装置の機器	1 F1D電波 156.025MHz から 162.025MHz <u>まで</u> を使用するものであること。  2～4	船舶自動識別装置の機器	1 F1D電波 156.025MHz から 162.025MHz <u>及び</u> <u>F2B電波 156.525MHz</u> を使用するものであること。  2～4
(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)		注 (略)	
<u>附 則</u>			
<u>1 この省令は、公布の日から施行する。</u>			
<u>2 この省令の施行の際現に型式検定合格の効力を有する船舶自動識別装置の機器の型式は、この省令による改正後の検定規則の規定による型式検定に合格したものとみなす。</u>			